



Title	ロシア革命とカー・エヌ・ヴェンツェリ『子どもの権利宣言』
Author(s)	塚本, 智宏
Citation	北海道大學教育學部紀要, 56, 183-197
Issue Date	1991-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29371
Type	departmental bulletin paper
File Information	56_P183-197.pdf



ロシア革命とカー・エヌ・ヴェンツェリ『子どもの権利宣言』

塚 本 智 宏

Русская Революция 1917 года и

“Декларация прав ребенка” К. Н. Вентцеля

Цукамото Чихиро

I. 『子どもの権利宣言』への注目

ここで検討する資料、「子どもの権利宣言の発布」は、その末尾にあるように、1917年9月25日までに、K. H. ヴェンツェリ（1857～1947年）によって書かれた論文である。^{*}

知られているように、ヴェンツェリは、ロシアの自由主義教育推進グループの代表的存在であり、ロシア革命を前後して教育界に活躍した人物である。彼の活動の場は、主として、雑誌『自由教育』（1907年～1917年）にあったが、本資料も、この雑誌を改名した『自由教育と自由学校』誌、1918年第1～3号に掲載されたものである。子どもの解放が、民族や国家を、そして、人類をその危機から救う唯一の方法であるというのが彼の思想の核心であった。彼が（あるいは、彼をとりまく教育サークルの仲間とともに）、その思想を子どもの権利として体系化し、その宣言の発布を世に訴えたのが、「子どもの権利宣言の発布」（以下、「宣言」とする）である。^{**}

^{*}〈Свободное воспитание и Свободная школа〉, 1918, No.1-3, с. 69-78. 本論文末に全文を掲載してある。

^{**}1950年代のソビエトの教育史研究者、ヴォルコフは、既に1905年秋に、つまり、1905年革命の真っ直中、ヴェンツェリがその著書『子どもの解放』を通じ、「子どもの権利宣言」構想をもって自由教育の論壇に登場した旨を指摘している（〈Советская педагогика〉, 1955, No. 10. с. 88.）が、この時点でそれはなお本資料にみるような形でいくつかの条項に定式化・体系化されたものではなかった。その後、この定式化された権利宣言発布の構想は、1917年の4月6日の時点、つまり、二月革命直後に執筆・発表した論文「学校の国家からの分離」のなかで明らかにされている。そこでは、来るべき憲法制定会議が制定すべき基本法典として、この宣言（学校の国家からの分離）と並んで、「子どもひとりひとりの権利…を宣言」する必要について訴えている（カ・エヌ・ヴェンツェリ他、佐々木弘明『ロシアの新教育』（世界新教育運動選書12）、1985年、明治図書、191～192ページ）。

この「宣言」は、社会制度上において子どもを総体としてとらえ、子どもの権利、それも子どものいわゆる自由権を含めて体系化しようとした文書としては、ロシアの歴史上、最初の、そして、現代においてもほとんど唯一のものであろう（1990年6月、ソ連が批准した国連の『子どもの権利条約』は別として^{*}）。

^{*}批准直後、この運動の先頭に立ってきたレーニン名称ソビエト児童基金の会長アルベルト・リハー

ノフは、その現代における批准の意味について、『ブラウダ』のインタビューに応じて、次のように述べている。「子どもは、我々の未来である、と我々は何度も繰り返し唱えてきた。が、これは不完全な真理だ。子どもは、我々の現在である。今日の彼らを助け、我が社会のほとんど3分の1を擁護する装置をつくり出したとき、はじめて、子どもが我々の未来となり得るのだ」(『ブラウダ』1990年6月15日)。

この種の子どもに注目する思想潮流、あるいは、その源泉がどのようなものであるのかという点についていえば、この宣言が、20世紀を「児童の世紀」とすることを期待する世界的な新教育の流れを背景としつつ、ヴェンツェリの引用にも明らかであるが、19世紀後半のトルストイの思想に、そして、また、それが強烈な思想的影響を受けた18世紀のルソーに起源をもっているという仮説は十分に成り立つ。

しかし、筆者の関心は、むしろ、この種の子どもに関する法・制度(構想)を生み出す歴史状況がいかなるものであるのかという点にある。つまり、子ども固有の法・制度を生み出そうとするある時代の国家・社会の状況、また、家族の状況がいかなるものであるのかという点にある。そして、同時にそのなかに置かれている子どもの歴史的状態、さらにいえば、ある特定の子ども世代の歴史的構造がいかなるものであったのか、それは、どのように変化していくのかという点に特に関心を抱いている。

近年わが国においても「子ども」を研究対象とした歴史的な研究も始まりつつあるが、その多くはなお、大人の子ども観あるいは大人の子どもに対する行為の歴史を描いているに過ぎないように思われる。歴史的な存在としての、また、あるときには歴史的な「主体」としての子どもについては、十分に考察されているとは言いがたいというのが現状であろう。本論文も、資料の性格上、そのような限界を免れてないが、可能な限り、当時の子どもの歴史的状況について言及した。

既に触れたように、この「宣言」は、1917年の9月25日、つまり、二月革命末期、直接には、二月革命の後発足した臨時政府のもとで予定されていた憲法制定会議の召集に向けて発せられたものであった。ヴェンツェリは、この宣言の公布を支持する政治勢力をそこに召集される政治家たち、本文書の後段から窺われるように、とりわけラディカルな部分に求めていたと思われるが、十月革命の後もソビエト権力の下にひきつがれた政治日程、憲法制定会議の召集に向けて、なおこの宣言訴えの意義は失わないものとして発表したと考えられる。しかし、ソビエト政府による憲法制定会議の解散(1918年1月)によって、この訴えの効果の程を測る可能性を失うことになる。

しかし、この直後、ヴェンツェリら「子どもの自由な教育・訓育サークル」は、憲法制定会議に向けたこの文書の訴えの部分削除し、さらにごく一部の訂正(条文の順入れ替えや一条項…第17条の削除)を施したうえで、これを全文17条の「子どもの権利宣言」として、週刊雑誌『人民教師』1918年9号*(2月ないし3月)に発表することになる。

*この文書については、以下を見よ。〈Народный учитель〉, 1918, No. 9, с. 4-5

その後、この権利宣言がソビエト政府によってどのような扱いを受けたのかという点については、現在のところ不明である。ただ、筆者は未見であるが、1918年にスモレンスク県の国民教

育コミッサリアートがこの「宣言」をパンフレットとして出版・普及していたことが確認され(B. Ф. Лебедев編『教育学文献目録』, 1925年, レニングラード, 288ページ*), この宣言自体が, 地方レベルでは一定の普及をみた可能性がある。他方で, 初期ソビエト政府の制度・政策展開との関連で, 法律学の一分野として, 子どもに関する一切の法制度・政策の体系化を志向する分野として, 『児童(子ども)法』**という範疇が確立されようとしていた事実があるが, この流れと本資料の宣言の流れの関係究明が今後の課題となる。

* Педагогическая библиография, под ред. В. Ф. Лебедева, Л., 1925.

** さしあたり, С. А. Жирков『児童法』(П. Стручка編『国家と法, 百科事典』, 1925-26年, モスクワ, 第1巻, 863-893ページ“Детское право”, Энциклопедия государства и права, под ред. П. Стучка, Том 1, 1925-26, М., с. 863-893)を見よ。この「児童法」は, 現代のソビエト法の範疇にない, ほとんど忘れ去られた範疇ではないかと思われる。筆者は, 上述の観点から児童法制創設の動きに関心をもっているが, この展開については, 機会を改めて論じてみたい。

なお, この「宣言」そのものについてソビエトの教育学界では, 1960年代に至って, 著名な教育史家カロリョーフが特にヴェンツェリ教育思想について考察した論文の中で, 唯一言及している。そこでは, 教育や発達に対する子どもの権利, その保障の主張については肯定的に評価しつつも, 具体的にいくつかの条項(5条…養育者の選択権, 10条…強制通学の否定, 11条…信条の自由, 15条…刑罰を受けないなど…ただし, カロリョーフの引用ではそれが何条のものか明記されていない)を抜粋引用し, これらの規定については, 「当時であって, ユートピア的ないし反動的ですらあった」*との評価を下している。他の条項については, 例えば, 意見表明権や, 信仰の自由などについては引用自体が存在しない。

* 〈Советская педагогика〉, 1964, No. 4, с. 83-84. このカロリョーフの引用箇所は, 前掲書『ロシアの新教育』(76ページ)に重引, 紹介されている。

II. 『子どもの権利宣言』と子どもの歴史的解放

このプログラム(綱領)は, 総体としてみれば, 子どもが, 家族, 国家, 社会のなかで, 誕生し, その生を全うし, 育ち発達する機会を獲得し, そのなかで, 自己を実現する様々の条件を獲得することを想定したものである。そこに, ヴェンツェリ特有の思想が色濃く写し出されていることはいうまでもない。しかし, 個々の権利内容を当時の歴史的状況に照らして考えたとき, それらは同時に, 子どもがヴェンツェリのいう「抑圧された存在」から解放される際の歴史的課題を列挙した総プログラムともいえるのではないか。それらは決して, 単なる理想やユートピアでもなく, 子どもにとって, 現実に解決を要するまさに深刻な課題であったのではないか。以下, この点を中心にこのプログラムの意味を考えてみたい。

A. 子どもの死

子どもの生存への権利・生活条件の保障(「宣言」第1・2条)は, 特に20世紀に入る頃からロシアの深刻な社会問題として自覚され始め, 1905年革命後, モスクワには「子どもの死とたたかう協会」が発足し, 同協会は, 1909年から公開講義を開催し子どもの健康保護, 身体や心の教

育などの問題への関心を喚起し、啓蒙活動を展開している。*また、ヴェンツェリも参加した全ロシア家庭教育大会（1913年）では、特にロシアの乳児死亡率の高さに関心が集まったが、このテーマの報告者は、1901年から1905年までの5年間のその平均数値について、他国の数値（例えば、ノルウエーで8%…最低数値、イギリス・フランスでは14%弱、ドイツでは20%弱）と比較しながら、ロシアではそれが最も高い数値（26.5%）であること、そして、その1歳になるまでに死亡する子どもの数は毎年150万人に達することを示していた。**大会は、政府にこれとの実効ある「闘争」措置を迫るいくつかの決議を行うに至ったが、しかし、翌年に始まる展望のない戦争は、何らかの措置をとる余裕を与えず、逆に、子どもの生存条件をさらに悪化させることとなった。首都サンクトペテルブルグ（戦時中ペトログラードへと改名）の1907年以降の乳児死亡率の推移（表1***参照）をみると、1914年まで、毎年交互に相対的に高数値（1908年の27.7%から1912年の25.1%）と低数値（1907年の24.4%から1913年の23.1%）をくりかえしつつも全体としては低下の方向を示してた。ところが、1914年以降明らかに増加の一途となり、特に1916年には28.4%という、20世紀に入っておそらく経験したことのない最高数値に達していた。乳児死亡は、4人に1人の割合から3人に1人の割合へと増大する勢いをみせ始めていた。

表1 1907—1916年ペトログラード(周辺都市を含む)
乳児死亡率***

1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916年
24.4	27.7	23.9	25.5	23.3	25.1	23.1	24.9	25.3	28.4%

* Московское общество борьбы с детской смертностью, Публичные лекции, М., 1911.
с. i

** Труды первого всероссийского съезда по семейному воспитанию, Том 2, 1914,
СПб., 412—413.

*** Новосельский, С. А., Демография и статистика (Избранные произведения), 1978, М.,
с. 111.

また、子どもの死という点に関していえば、今述べたこととは明らかに性格の異なる問題だが、先に触れた1913年の家庭教育大会のなかである報告者が述べているように、当時、「ロシアは、子どもと青年の自殺という流行病を経験してい」たのである。*その数は、1902～10年の9年間に、新聞誌上に現れただけで子ども・青年の自殺件数が1996ケース（年平均221.8人）にのぼり、1905年革命後急速に増大し、この統計では1909年がそのピークでこの年だけで、504ケース（月平均42件）という異常な数値であった（表2*参照）。おそらく、ロシアの歴史上にこのような規模の子ども・青年の自殺はなかった。この原因については慎重な分析が必要と考えられるが、そのひとつの要因について多少立ち入って述べておくと、この報告者も同様に、この時期の子ども・青年の自殺はそのかなりの部分が生徒（中等学校…主としてギムナジヤ生徒）の自殺（先の1909年の数値の内、482人が「生徒」）であり、明らかに自殺が学校との関係を有していることを確認している。十月革命前後に活躍した法社会学者、ゲルネートは、帝政期の青年自殺率の高さについて指摘し、その原因に関し、1884年から1904年までの中等学校生徒の自殺についての学年別統計によりながら、自殺は、とりわけ厳しい進級試験（「ろ過」と呼ばれていた）の行われる

6 学年から 7 学年にかけて集中していたとし、その原因を学校の過酷な選抜体制に求めている。^{**}。

表 2 1902—1910 年子ども(未成年者)の自殺件数*

1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910 年	合計
30	44	51	118	130	274	391	504	353	1996 件

〈注〉 1910 年の数値には「生徒」以外の数が含まれていない。

*Указ. Труды, Том 2, с. 453.

**М. Н. Гернет, Моральная статистика, М., 1922, с. 234.

しかし、これだけでは、1905 年以降の急増を説明することは難しい。1905 年革命時、中等学校生徒も自らの立場から、例えば、集会・言論・出版の自由に関わるものや学校での宗教行事参加の自由、校外監督の廃止や校外の諸娯楽施設や集会所などへの出入りの自由といった生徒行動規則(校則)に関わる規制の撤廃・緩和を求めて発言・行動し、彼らの内にも、この革命の進展に期待を寄せた部分は少なくなかった。^{*}その要求の一部が一時的に当局によって受け入れられたとはいえ、自らを拘束する学校のありかたがさらに改善されることを期待していた革命時の若い熱狂は、再び政治的反動の流れのなかで幻滅と失望へと向かわざるをえなかった。1907 年から、1908 年、そして、1909 年へと増大している青年の自殺はそのような若者の心理を反映したものと考えられる。

ところで、ここにいる子ども・青年とは、その親の社会階層(中等学校の生徒の親の社会構成)でいえば、明らかに、有産階層の部分であり、すなわち、貴族・官僚層や商人、名誉市民、一部の町人といった都市住民の富裕な層、そして、富農層といった部分であり、^{**}ここでいう自殺とは、彼らの子どもの死なのである。他方、容易に想像がつくが、先に述べた乳児死亡はこれらの階層とは対極にある農民・労働者の子どもの死である。まったく性格の異なるこどもの死であるが、いずれにしろ、自らの子どもの死を通じて、社会の病んだ状態は認識せざるをえなくなったであろう。

*梅根悟監修『世界教育史体系15(ロシアソビエト教育史1)』, 282-284 ページ参照。

**ギムナジアの身分構成については、以下を参照。竹田正直編『教育改革と子どもの全面発達』, ナウカ社, 1987 年, 20 ページ参照。

B. 子どもと家族

さて、ひとたび乳児期を無事に(かろうじて?) 通過した子どもの生活の場は、はたして彼の生存・発達が保障されるような場になっていたか、といえそうではない。

逆に家庭そのものが子どもにとっては、精神的にも肉体的にも、危険にさらされる場となるケースが 19 世紀末からはっきりと社会のなかで認識され始めていた。1899 年のクールスクの児童虐待・保護協会の結成を初めとして、20 世紀に入るとこの種の団体結成の動きがペテルブルグにも現れていた。^{*}1913 年の全ロシア家庭教育大会では、児童虐待の原因をアルコールと「低い文化水準」にあるとした報告は、各国にあるのと同様の年少者保護法制定の必要を訴え、ロシアにも、

「親権制限立法」が必要ではないかとの提案を行っている。^{**}ヴェンツェリが、「宣言」第5条に述べている、いわば、子どもの養育者選択権ないし親元を離れる権利は、親権制限の裏返しの表現であって、これを「ユートピア」、あるいは、「反動」などと評価することはできないであろう。当時の民法において、「親権」という法概念が、「親」の「権利」(プラーヴォ)ではなく、「権力」(ヴラスチ)であったことはよく知られているとおりであるが、家庭は家長(父親)の専横の世界であり、子どもの利害など一切、考慮に入っていなかったのである。この点に関する限り、身分や階層による差異はなく、すべての子どもの肩に共通にのしかかかる重圧であった。

^{*}Указ. Труды ..., с. 444.

^{**}Там же, с. 442.

家庭のなかで「耐えて生きる」方がよいか、初めから家庭外に放置される方がよいのか、子どもの少なからぬ部分がそのような状況にあった。捨児の歴史は、ロシアでも18世紀以来はつきりとツァーリズムによる「慈善」事業の内に現れていたが、しかし、実際には、養育院や孤児院をつうじて、子どもに合法的な死をもたらしただけであり、しばしばそれに拍車をかける結果にもなっていた。従って、政府は、19世紀前半以来、大規模なその種の施設の地方設置を禁止・抑制してきたのであるが、しかし、19世紀末までに、その放置も限界に達し、政府は、その措置を改めるに至った。ちょうどこの頃から20世紀初頭にかけて、捨児の救護(プリズレーニェ)に関する社会的関心も著しく高まることになる。^{*}1905年革命を経て、種々の原因で放浪を余儀なくされるようになった浮浪児の数は250万人(1910年)にもものぼったといわれ、^{**}1910年代には、各種の社会団体主催の大会がオープンな形でこの問題をとりあげるようになる。救護事業に携わる活動家や役人の大会(1910年の公的並びに私的救護活動家大会や1914年の公的救護家大会…後者は内務省召集)はもちろんのこと、婦人問題の大会(1910年の「婦人売買およびその原因との闘争大会」)なども、これを差し迫った問題としてとりあげている。^{***}しかし、間もなく、戦争はこのような主として社会による捨児救済事業への着手をもほとんど無意味なものにしていく。戦時下に入り、男たちの軍隊への大量動員、そして、その戦死(1916年秋までに既に500万の犠牲者を出していた)は、すでに弛緩していた家族のきずなを一層危ういものとするか、さらには、その崩壊を決定的なものにした。戦争は、この時期、新たに「大衆的孤児」=浮浪児を発生させた。^{****}

^{*} М. Д. Ван-Пугерен, Исторический обзор призрения внебрачных детей и подкинушей и настоящее положение этого дела в России и в других странах, СПб., 1910., с. i – ii ; 75–82.

^{**} Педагогическая Энциклопедия, Том 1, под ред. Кайрова И. А. и др., М., 1964, с. 191.

^{***} В. И. Чарнолуский, Съезды по народному образованию, Пг., 1915, с. 247–8, 254–7, 273.

^{****} В. Д. Иванов, Развитие педагогики трудного детства до и после октябрьского революция, М–Л., 1932, с. 21.

С. 子どもと犯罪

彼らの多くは、自らの生を全うするために「犯罪」を犯した。既に、20世紀に入る頃から、未成年者の犯罪に対する特別の対処が必要となり(1897年の刑法の改正)、また、1905年革命後に

は未成年犯罪に関する特別の裁判制度も成立し、1910年以降、いくつかの大都市にその種の裁判所も開設されるに至った。しかし、これも、ほとんど焼け石に水の状態となる。1913年から1916年の年少者裁判件数の推移をモスクワについてみると、1514件（1913）、1649件（1914）、2209件（1915）、3684件（1916）と、戦時下に入って、著しい増加を示し、戦前に比し、2.5倍に膨れ上がっている。^{*}また、ロシア全体の未成年犯罪起訴件数でみると、表3^{**}に明らかなように、やはり、戦時下に至って、それが急増していることがわかる。さらに、未成年犯罪数の成人を含む全犯罪数に占める割合についても、同様のことを指摘できる。十月革命前、「児童犯罪」に関する統計分析を系統的に進めてきた法学者タルノーフスキーは、革命直前、その著書のなかで、巨額の支出や「社会内部の安定」を伴うような「児童犯罪」との「体系的な闘争措置」の必要を認めていた。^{***}また、19世紀60年代に既に矯正教育に関する法制度がつくられていたものの、政府立のその種の施設は、19世紀90年代に至るまで皆無であり、その後20世紀に入ってから対応も実質を伴わず、結局は大人の刑罰を適用し、対処するという形のものほとんどであったという。^{****}ヴェンツェリが、「子ども一人たりといえど自由を剥奪されることはない。…刑罰を受けるようなことがあってはならない。子どもの過失や欠陥とたたかうのは、それにふさわしい訓育施設の援助を通じ…」てなされるべき（「宣言」第15条）と述べている歴史的状況は、このようなものであった。

表3 1911 - 1916年、8管区裁判所成人・未成年者（17歳未満）
起訴件数増加指数、及び、未成年者起訴件数の全件数に占
める比率の推移^{**}

	1911	1912	1913	1914	1915	1916年
成人起訴件数増加指数 (1911年の実数を100とした推移)	100	105	101	84	70	76
未成年者起訴件数増加指数 (同上)	100	113	136	111	113	195
未成年者起訴件数の全体比	3.5%	3.8%	4.7%	4.2%	6.5%	8.6%

^{*} В. Д. Иванов, указ. соч., там же.

^{**} С. С. Остроумов, Преступность и её причины в дореволюционной России, М., 1960, с. 199. これら起訴件数は手元にある資料では不明。しかし、中央監獄管理局の報告書によれば、未成年者有罪判決数は1913年だけで、少なくとも17000であったという（Там же, с. 198.）。起訴件数がそれをはるかに上回るであろうことは察しがつく。

^{***} Там же, с. 199.

^{****} 前掲、『教育改革と子どもの全面発達』, 177-178ページ参照。

D. 子どもと労働

他方で、戦争は、それまで一定の比率で推移してきた児童労働を、通常は歴史的推移に伴って減少するはずのその方向に逆らって、婦人労働とともに、戦時労働力の重要な一翼として大量に動員し、その全労働者数に対する比率を一気に高めることになる。ロシアの人口動態史研究者、ラーシンによれば、1914年に、年少労働者（12・13・14歳）が3.03千人、未成年労働者（15・16歳）が176.7千人であったのが、1917年（1月1日）には、それぞれ、49.9千人、242.9千人へと

増大し、戦前、両者合わせた数が全労働者に占める割合は、10%前後であったが、1917年までに14.0%へと跳ね上がっていた。^{*}既に児童労働保護に関する制度（徒弟労働に関して保護立法はなし）が19世紀80年代に成立していたとはいえ、その監督機構の貧弱さは既に指摘されてきたとおりであり、彼らの労働に関わって肉体や精神がどの程度保護されていたのかその効果の程はほとんど疑わしい。^{**}

^{*} A. Г. Рашин, Формирование рабочего класса России, М., 1958, с. 268.

^{**} 他方では、彼らもまた、大人の「低俗」文化・習慣（そして、同時に、労働者の政治・社会思想の一端）に触れることになったことはいうまでもない。街頭にさまよう浮浪児と彼ら年少労働者は、少なからず相互に行き交う存在ではなかったかと思われる。彼らもまた、（児童）犯罪予備軍の視線をあびていた。

労働と教育、この関係は、労働そのもの、また、その周辺の現実（労働の場・環境）がもつ様々な「教育」的意味を含めて種々の議論が可能であるが、ここでは、ヴェンツェリがこの点に関して次のように主張していたことに注目するととどめよう。労働が「子どもの肉体的健康を損う」ものとならず、また、「彼らの精神発達の仕事に支障をきたす」ことのないことがもちろん前提であるが、子ども固有の労働の場を社会のなかに設定することは、子どもが「自己を寄生的なものと感じることなく、…彼の生活が将来においてのみならず、すでに現在においても社会的な価値をもちうることを、そして、現時点で社会生活の参加者であり、建設者である」（「宣言」第18条）という認識をもつ可能性をつくるとしている点である。つまり、自己の存在価値をそこで確認するのだということである。徒弟労働はいうにおよばず児童・青年の労働が成人の労働に従属したものに他ならない現状に照らして、また、仮に事実上独立した労働者でありながらも、結婚しない限りは、親の「権力」下に置かれ「自立」自体が不可能であった当時の状況に照らしていえば、この点は、子どもの解放という道筋において重要な意味をもったであろう。しかも「子ども」にとって労働が普遍的であった当時であってはなおさらそうであった。

E. 子どもと学校

さて、19世紀の60年代以来、徐々に民衆の子弟をとらえていた学校（小学校）は、前述のような種々の劣悪な社会条件のもとにある子どもを「収容」・擁護する可能性をもっていた（当時、学校の任務として、生徒の衛生・保護を議論する傾向があった）が、しかしそれは、戦前直前の段階でなお学齢児（8-11歳）の半分をとらえるにすぎなかった。そこでの教育は、「確固とした宗教道徳観念」を備えた「国民」の育成、具体的には、ツァーリと教会への帰依を目指すものであり、ツァーリズム国家の危機の深まりとともに、それがますます徹底されていったことはいうまでもない。そこに通った子どもたちは参戦とともに、「ツァーリの存命」を、あるいは「ツァーリの勝利」を毎日祈り続けたであろう。^{*}しかし、何の制度的規制もない状態（義務教育制度はない）で、戦時下に入って、そのような祈りを続け得る子どもはたくさんいたとは考えられない。彼らは父親のかわりに、様々な「稼ぎ」にでなければならなかった。

^{*} 拙稿、「近代ロシアにおける初等国民教育・専制・教会」（竹田正直編、科研費研究成果報告書『ソビエトにおける教育改革と児童観の変遷』、1988年3月）参照。

生を全うし、初等教育（家庭であるいは学校で）を難なく通過し、さらに、中等教育の機会にまで辿りついていたのは、ほんのわずかな部分であり、そのほとんどが有産階層の子どもたちであった。しかし、この「恵まれた」子どもたちの前に立ちはだかっていたのは、これはまた別の形で自己を抑圧する当時の学校体制であった。彼らが1905年革命前後から学校の抑圧的状况の改善を求めていたことは、既に触れたとおりである。種々規則の制定への参加権（「宣言」第9条）、宗教教授・宗教行事参加の強制の停止（同第11条）、「自己の信念の表明」の自由（同第12条）、「自己の見解・思想表明」の自由（同第13条）、「連合」、「サークル」など「社会団体の結成」の自由（同第14条）などにみられる自由権の主張は、専制的学校体制に対する、この時点ではさしあたり、この種の階層の子どもたちの切実な要求であった。

ところで、ヴェンツェリが子どもの発達への権利、教育に対する権利を主張する場合、「個性に適した訓育と教育に対する権利」、また、その裏返しの表現である「個性と反対の方向に進むような訓育や教育を避ける権利」（「宣言」第3・10条）という規定に明らかなように、「個性」が前提となっている。この点もまた、当時のツァーリズム国家を背景とした、上記のような、「国民」教育の強制や専制的抑圧的な学校体制がそこに通う生徒の「個性」の抹殺を図っていたことの反映とみるべきであろう。ただ、付け加えておかねばならないことは、「個性」に適した訓育・教育であらねばならないという主張は、さしあたり、学校を経験している者（階層）の利害について述べているという点である。また、この「個性」を前提とした強制通学の否定（同第10条）を主張する点についても、同様のことがいえる。^{*}

*上記の発達や教育に関する権利を、例えば、前述のカロリョーフのようにこの「個性」に言及せずに肯定的に評価することは、ヴェンツェリのリベラルな思想からしても、全くの見当はずれということになる。他方で、カロリョーフが「反動的」と否定的に評価した内に入るであろう強制通学の否定（「宣言」第10条）は、確かに、当時の状況からすれば、民衆の子ども達の半分をその「自由な事業」という名のもとに放置する可能性を十分にもっていた。しかし、ここでは、ある子どもたちが学校のなかで他の子どもたちに先んじて「個性」の磨滅を経験していた事実に着目していたことを強調しておきたい。

以上のように、ツァーリズム国家の行きづまり、社会の不安、家族の動揺、学校の閉塞的状况は、第一次世界大戦へのロシアの参戦によって、いっそうの拍車かけられることになり、子どもはそれらの危機を一身に浴びていたというべきであろう。そのようななかで、子どもは、様々な形態で被っている抑圧的状况からの解放を求めている。ヴェンツェリの「宣言」は、以上に明らかなように、子どもの歴史的存在状况の様々な局面を、すなわち、乳児の死亡、児童虐待、捨児、浮浪児、児童・未成年犯罪、児童労働の強化・搾取、学校教育の閉塞的状况を写し出している。従って、この宣言は、ヴェンツェリの措定した、いわば、個々の子どもの成長の総プログラムであると同時に、総体としての子ども、あるいは、子ども世代の歴史的解放の総プログラムでもあったというべきであろう。これらの問題は、1917年のロシアが、まさに、直面した課題であった。^{*}

*これらの問題が同時にこの直後ソビエト政権につきつけられた課題であることはいうまでもない。革命後の家族、福祉、刑罰、教育、労働といった制度は、これらにどのように対処し、全体として子

もにどのような変容をせまるのか、この検討は別の機会に譲らねばならない。

Ⅲ.『子どもの権利宣言』と大人・子ども

ところで、彼ら子どもは、以上に見てきたように、一方では、自らが属す階級のゆえに、また、他方では、子どもであるがゆえに、抑圧されていたのであり、そのような意味で、彼らは、二重の抑圧を受けていたのである。従って、子どもにとって、そこからの解放を求める際の代弁者は、一方では、自らの階級の代弁者であり、他方では子ども総体の代弁者であった。後者のいわば子ども一般の利害を擁護する代弁者の先頭に立たんとしたのが、ヴェンツェリまたそのグループであったのだろう。

彼が、後段の論説のなかで、政党の綱領は最も「急進的」なものでさえ、やはり「大人の利害」を優先的に考慮しているという批判を行い、また、論文冒頭では、人類の現状あるいは子どもの現状に関わって、子どもが被抑圧的存在であると規定した際に、それが、「隷属と社会的不平等の他のあらゆる形態と並んで、年齢差によって条件づけられた隷属と社会的不平等」なのだとする発言はこの点に関連している。他の抑圧一般（例えば階級的抑圧）とともに、子どもの抑圧があるのであって、前者の抑圧からの解放に子どもの解放が解消されることはない、あるいは、あってはならないということを意味する。さらにいえば、来るべき社会のなかで解放の課題があるとなれば、子どもを含む何らかの集団（例えば階級）の解放があつて、その次に子どもの解放が続くのではなく、そこでは、両者の解放が同時に進むべきことが求められているのである。子どもの利害と階級の利害の関係を歴史のなかで考察するうえでこの点は示唆的である。

さて、最後に、この「宣言」の実現に自らも参加する「主体」＝子どもという存在について言及しておこう。論文冒頭でヴェンツェリは、「若い世代の解放は、成人の世代の手による事業であるのみならず、当の若い世代の手による事業ともならなければならない」とし、特に、そのための十分な資質を備えた若い世代の上層において、「自らの固有の解放のために闘わねばならない」としている。彼ヴェンツェリが現在の国家・社会の危機的状況に際して、子どもに未来を託そうとしたことは、本論文の後段にある「子どもあるいは若い世代、これは来るべきすべての自由への道である」との表現に端的に現れているが、だからこそ、彼は、まずは、現在大人がもつ「権力」を放棄せよという。大人と子どもがまず同じスタートに立つべきというのがその意味するところであろう。そして、このためには、子どもが、社会や国家や家庭のなかで従属した地位にとどまることができないのは当然である。そこに参加し、発言し、行動する自由が彼に与えられなければならない。以下は、そのような主張を保証するための具体的な規定である。

子どもは、何歳であっても、「一個の人格」（「宣言」第4条）であり、つまり、それ自体個人として尊重されるべきであり、その「自由と権利において、成人のそれと同等でなければならない」（同第6条）とする（もちろん、彼は成人と同権、その行使をいう場合、「それに必要な肉体的精神的諸力」を条件にしているのであって、単純な同権論者ではない）。成人と子どもの生活を同時に規制する「規則」（法制度をさすだろう）は両者の「共通意思」の表明でなければならない、また、この種の規則の制定には、成人とともに子どもも参加すべきである（同第9条）。さらに、「見解」の表明ないし「思想」表明において、また、「社会団体の結成」に関しても、成人のもつ権利と同等であること（同第13・14条）が強調される。これら、我々現代人が注目しているこの種の権利は、ヴェンツェリにあって、子ども自身による「固有の解放」を実現していくその道筋におかれている。

これは、しかし、子どもにとって本当に幸福な事態なのであろうか。既にみてきたように、子どもにとっては、最大の危機の時代に、いわば最も「高い」苛酷な要求がつけつけられるという関係になっているのではないのか。さらにいえば、ヴェンツェリを含む大人が、自ら社会や国家の行きづまりを打開できなくなったその時に、その打開を含め、未来を子どもに「託している」のではなかろうか。別の言い方をすると、子どもの発言・参加がなければ、もう社会・国家を維持することができないと述べてしまったのではないか。*

*ところでこの点に関連して、子どもの歴史を長期の射程において考えたとき、そこで起ころうとしている子ども（ないしは子ども観）の変化は、興味深い。ヴェンツェリ（ら近代人）が「少年時代」の意味で使っているオートローチェストヴォという用語は、過去に遡れば、10-12世紀のロシアの「オートロク」（「若年齢の」従士団）にいきあたり、その原義は、「発言力のなき者」を意味していた。しかし、それは、数世紀を経るうちに、19世紀までには、デェートストヴォ（幼年時代）とユーノスティ（青年時代）の中間に位置する子どもの成長の区分のひとつを意味するようになっていた。そして、さらに、20世紀に入り、その「少年時代」の子どもたちは、今や大人のなかで発言する存在へと「進化」することが求められているのである。危機は子どもの飛躍的な「成長」を求めるのかもしれない。

子どもに対するこの高く、苛酷な要求は、その後のロシアの歴史のなかでのどのような場で実現することが可能だったのだろうか。子どもを権利の「主体」として位置づける課題は、しかし、ヴェンツェリの宣言のなかでも、これとはかなり距離のある（すでにみたように歴史的にはその距離は親の階級差に基づくものだが）子どもの生存の保障、生活の安定、といった子どもを保護・擁護する課題そこでは明らかに子どもは「客体」とであると同居していたのであり、この後、子どもはおそらく両者のあいだで揺れ動き、歴史の具体的な課題解決の過程で、その課題の歴史的重みに対応していずれかへと傾斜することにならざるを得ない。子どもは保護されるべき存在だということが仮にその後の歴史のなかで大きな比重を占めることになれば…、そして、また、今述べた意味での子ども存在の両極のいずれかを際立たせる際のひとつの独立変数となるであろう教育が、仮に、大人や国家の利害を優先させることになれば、ますます、子どもの「主体」としての性格、あるいは、意見表明の権利といった主張は、過去の幻想として片付けられてしまうようになるのであろう。1920年代から1930年代のロシアソビエトの歴史は、そのような意味で子どもの運命にとってのひとつの歴史的岐路でもあったと考えられる。

（1990年11月26日 脱稿）

付記：最近入手した再刊新聞『モスクワ報知』、1990年第8号（10-11月号）の教育欄に、「自由教育の予言者」との見出しで、ヴェンツェリの生涯と著作の紹介があり、そこで本宣言が紹介されている。現代ベレストロイカの追求のなかで呼びもどされたロシア革命の教育遺産のひとつである。

（1991年3月7日記）

資 料

K. H. ヴェンツェリ『子どもの権利宣言の発布』（『自由教育と自由学校』，1918, No.1-3）

“子どもには、全く計り知れない可能性がある”（J. H. トルストイ）

子どもは、この言葉をその意味の最も広い意味に、すなわち、それは、早期子ども時代（デェートストヴォ）のみならず、少年時代（オトロージェストヴォ）と青年時代（ユーノスチ）を含むものと理解するが、今日に至るも、地球上のすべての文明化された国々において、抑圧された存在である。

隷属や社会的不平等の他のあらゆる形態と並んで年齢差によって条件づけられた隷属と不平等が存在している。全人類は、ふたつの大きな部分、成人、大人、年長の世代と未成年、子ども、若い世代のふたつに分かれている。そして、前者、つまり、年長世代は、依然として生活の主人であり続け、後者、つまり、子どもをその権力下に置いている。これに決着をつけなければならない。一方において、年長世代は、もし、未来に対しての自己の責任を認識するのであれば、自己の権力を自発的に放棄しなければならない、そして、他方で、若い世代は、特にこのための十分な資質を備えたその世代のうちの上層において、自ら、自己の固有の解放のために闘わなければならない。若い世代の解放は、成人の世代の手による事業であるのみならず、当の若い世代の手による事業ともならなければならない。そして、すべての国で、両者ともに子どもの権利宣言の発布を成し遂げなければならない。この宣言は、その模範として以下の如く18の条項に編纂することができる。

『子どもの権利宣言』

1. 世に生れたどの子どもも、その親の社会的地位がいかなるものであろうとも、生存への権利を有する、すなわち、子どもには、児童年齢の衛生学によって確認されているような、また、その体の保全と発達のため、そして、生命に敵対する影響力に打ち勝つために必要な、生活条件の総体が保障されねばならない。
2. 児童年齢の衛生学が必要と認める生活条件を子どもに保障することの配慮は、親が、社会全体が、そして、国家が行う。子どもにこれらの条件を達成する事業において、これらの要素の各々の役割、また、相互の関連は、それらにふさわしい法によって定められる。
3. 世に生れたどの子どもも、彼のなかに満たされたあらゆる力、能力、才能を自由に発達させる権利を、すなわち、彼の個性に適した訓育と教育に対する権利を有する。この権利の実現は、彼の生存のあらゆる年齢において、彼にふさわしい訓育施設並びに教育施設を無償で提供することによって保証されなければならない。それらの施設では、彼の天性と性格のあらゆる側面が自己の調和的発達のための最も望ましい条件を得る。
4. どの子どもも、彼が何歳であろうと、一個の人格であり、いかなる場合も、親の所有物でも、社会の所有物でも、また、国家の所有物でもない。
5. 世の中のどの子どもも、自らにもっとも親密な養育者を選択したり、もし、自らの親が養育者としてふさわしくない場合は、自らの親を拒否し親元を離れる権利がある。この親元を離れる権利は、子どもの生存のあらゆる年齢において存在する。その際、国家と社会は、この点でいかなる変化も子どもの物質的生活条件の悪化を招来することのないよう配慮しなければならない。
6. 子どもは、その生活のあらゆる年齢において、その自由と権利において、成人のそれと同等でなければならない。仮にあれこれの権利が実現されていないとすれば、それは、子どもにこれらの権利の実

現にあたって必要な肉体的精神的諸力が欠けていること、ただそのことによってのみ条件づけられなければならない。それが現にある場合、最も低い年齢であっても、そのことが権利の行使を制約するものとなってはならない。

7. 自由とは、子どもの肉体的精神的発達に障害をもたらさず、他の人々に害をもたらさない限りの、すべてのことを行う可能性にある。このように、各々の子どもの自然な権利の行使は、当の子どもの通常の肉体的精神的発達の法則によって導かれるところのもの、また、同じ権利を行使する社会の他のメンバーに保証されているところのもの以外によって、制約されてはならない。
8. あれこれの子どものグループは、子ども自身の相互関係において、また、自己の周囲の大人に対する関係において、社会全体に害をもたらす行為を禁ずる規則に従うこととなる。これらの規則によって禁ぜられないすべてのことは、自己実現にあたって障害となってはならない。子どもは、だれであっても、これらの規則に記されていない行為を強制されてはならない。
9. あれこれの子どものグループが従うところの規則でそれらを成人との共通の生活に結びつける規則は、彼らの共通の意思の表明でなければならない。すべての子どもには、彼らの生活や活動を規制する規則の作成に参加する権利が与えられねばならない。これら規則がどの種のものであろうと、すべての者にとって同一でなければならない。それが子どものためにせよ彼らと成人とを結びつけるものであるにせよ、また、条件の変わらない限り、それらが社会的公正の要求に矛盾しない限りそうである。
10. 子どもは、一人たりといえども、あれこれの訓育施設や教育施設に、強制的に通わせてはならない。
訓育と教育は、そのあらゆる段階において、子どもの自由な事業（問題）である。どの子どもも、彼の個性と反対の方向にすすむような訓育や教育を避ける権利をもつ。
11. いかなる者、親も、社会も、国家も、子どもに、あれこれの特定の宗教の学習を強要したり、強制的に宗教的儀式を遂行させたりすることはできない。宗教的訓育は完全に自由なものでなければならない。
12. 子ども一人たりといえども、自己の信念のゆえに、その表明が他の社会を構成する成人や子どもとの同等の権利を侵害しない限り、圧迫を受けてはならない。
13. どの子どもも、文章であるいは口頭で自己の見解や思想を自由に表明することができ、それは成人が行行使するこの権利と同じレベルで与えられる。すなわち、その制約は、社会とそれを構成する個人の幸福のみによって導かれ、厳密に規定されなければならない。
14. どの子どもも、他の子ども、あるいは、成人との間にあれこれの連合、サークル、また、この種の社会団体を結成する権利を、それが成人に属するところの権利と同等のレベルにおいて行使する。子どもの真の幸福や彼の通常の肉体的精神的発達に矛盾するような目的や課題を追求したり、あれこれの措置において、社会全体あるいは社会を構成する個人に害をもたらすような、そのような連合を組織することは無条件に禁止される。そのような場合は、法で詳細に言及されねばならない。
15. 子ども一人たりといえども、自由を剥奪されることはない。子どもの幸福や子どもを取り囲む社会の幸福がそれを望んでいる時で、法が詳細に定式化している場合を除いて。また、同様に、子どもは、一人たりといえども、刑罰を受けるようなことがあってはならない。子どもの過失や欠陥とたたかうのは、それにふさわしい訓育施設の援助を通じ、刑罰やその他のあらゆる抑圧的性格をもつ措置によってではなく、啓蒙や治療によってなされなければならない。
16. 国家と社会は、あらゆる手段をもって、上記条文中に列挙したあらゆる子どもの権利が、いかなるにおいても、低下させられることのなきよう監視しなければならない。国家と社会は、これらの権利を侵害しようとするあらゆる企てや若い世代に対する自己の任務を遂行しないすべての者から、子ど

もの権利を護り、これを強制しなければならない。

17. 子どもの権利を現実化するための一般税の制定、あるいは、国家がその他の方法によって委託される財源からの支出の助力を得て、若い世代基金が設置されなければならない。その基金は、子どもがだれひとり、いかなることにおいても、その権利を低下させられることのないよう、十分な規模のものでなければならない。この基金からの支出は、厳密な社会的コントロールのもとにおかれねばならない。
18. どの子どもも、子どもにとってそれが行われるに可能な年齢から、その力と能力に応じて、社会的に必要な工業労働、農業労働、その他の何らかの生産労働に参加しなければならない。しかし、この労働は、子どもの肉体的健康を損なうものであってはならず、また、彼らの精神発達の仕事に支障をきたすものであってはならない。のみならず、それは、国民の訓育と教育の全体系と合流しひとつの全体とならなければならない。子どものために、訓育施設や教育施設と密接に結びつけながら、土地の一定区画を割り当てたり、専門の作業場を開設したり、あるいは、その他あり得べき形態の社会的必要労働のための何らかの施設を創設すべきである。

社会的必要労働のため、この種の場を設けることは、子どもの最も聖なる権利のひとつ、すなわち、自己を寄生的なものと感じることなく、幾分は彼らの訓育や教育そして彼らの生活維持のために社会が支出していることに報いることを悟りつつも、主要には、彼の生活が将来においてのみならず、すでに現在においても社会的な価値をもちうることを、そして、彼は現時点で社会生活の参加者であり建設者であるという認識を獲得すること、このような権利を実現する可能性を与えるのである。

子どもの権利宣言とは以上の如くであるが、地球上に、世界的な意義を有するこの宣言を実現することを、何としても達成せねばならない。これには、あらゆる国民、すべての民族の利害がかかっている。そのことは、あらゆる国民やすべての民族が、自己の真の利害を理解したときはじめて可能となるが、それは、子どもの権利宣言をまず実現したその国民や民族こそ、その国民性や民族性にふさわしい特質をとりわけはつきりとそして豊かに発揮することにもなるからである。そして、現在、国家によって、政治的結社と称せられているそれもまた、これに利害関係を有している。というのは、子どもの権利宣言の承認こそが、それらに、社会的真理と公正の最大限を体現する共同生活の理想的形態となる可能性を与えるからである。最後に、全人類がこれに利害関係を有するのは、子どもの権利宣言を世界的に、最も完全に遍く実施することだけが、人類に、それを構成するすべての者に、個人生活や社会生活のあらゆる側面の復興と完全な更新をもたらし、地上に、宗教の言語でいえば、「神の統治」と呼ばれるところのものを確立することになるからである。

しかし、奇妙なことに、民族的な観点からしても、社会政治的観点からしても、さらに全人類的な観点からしても、これほど子どもの権利宣言の実現が重要なことであるにもかかわらず、みずからの道標に、子どもの聖なる権利を広くそして完全な形で実現すると直接に、大胆に、そして、断固たる決意で書き込んでいる政党はひとつもないのである。また、政党のうち最も急進的で極端なものでさえ、自己の綱領では、大人世代の利害を優先的に考慮しているのである。この綱領についていえば、そこには、すべての社会生活を新たな基礎の上に根本的に改めるに極めて近い、最も広範な革命的要求が現れているが、若い世代の問題、その利害は訓育や教育の分野と本質的な形で結びついた問題であるが、それが後方に退いている、とすれば、我々が政党の綱領に見いだせるのは、あれこれの哀れむべき改革のあれこれのみであり、新しい原理のうえにたつ訓育と教育の全事業の根本的な改造や包括的で広範な子どもの権利の承認はそこには見いだせないのである。

現在なお、子どもの権利を最も重視し、その重要性を基本的に原理的に承認し、子どもの権利をそのあら

ゆる分野において実現することこそ、とりわけ大人世代の権利を完全に実現する道に通じ、これらの権利のとりわけ強固な保証となるとの認識をもっている政党というのは生まれていない。

人類の、社会の、国民の、成人の独立した個性の現実的にして急進的な解放は、子どものあるいは一般に若い世代の完全で普遍的な解放によってのみ実現されうる。子どもあるいは若い世代、これは来るべきすべての自由への道である。これはすべての自由の自然な胎児であり種子である。もし、我々がこの自由の成長に対して、そこからは多様な形態が成長してくるにもかかわらず、これに注意を向けないとすれば、自由の建物全体が、それがいかに外面的には美しいものに見えたとしても、それは砂上の楼閣に過ぎず、子どものつくるカルタの城の如くある日突然崩れ落ちることになる。

この点に、すべてのわが進歩的な政党の然るべき注意を向けさせるときであり、子どもの権利宣言を發布し実施することを自らの最も重要な課題のひとつとして設定させるべきときである。

我々は、憲法制定会議を間近にひかえている。この会議のメンバーのうちに子どもの権利のために闘う人々が現れ、全ロシアの住民のおびただしい部分をなす若い世代がそこにみずからの代表者を見い出すようになると確信したいものである。彼らは、若い世代によって選出されるわけではないが、しかし私欲なく献身的にその世代の利害を擁護し続け、かりにそれがあれこれの点で大人の世代の権利の制限に結びついている場合でも若い世代の利害を擁護し続けてくれることだろう。

我々は、若者が、そこ、憲法制定会議において、若い世代をあらゆる形態の農奴的従属から解放するという問題に会議の関心をひきつけ子どもの権利宣言の宣布を実現することのできる、そのような自己のイデオログを見い出だすことを期待したい。

子どもと若者の友よ、結集し子どもと若者が未来の憲法制定会議において代理者のない状態にならぬよう、全力をつくそうではないか。想起されたい。「子どもには計り知れない可能性が隠されている」[Л. Н. Толстой]のだ。素晴らしいそして偉大な未来を望む者ならば、まず何よりも、本当に子どものことについて配慮すべきである。もし、ロシアの憲法制定会議が子どものことを忘れ、子どもの権利の問題をそのあらゆる広がりにおいて設定しないならば、我が祖国の未来に対する重大な犯罪を犯すことになる。

K. H. ヴェンツェリ

1917年9月25日